

# 地方税法施行規則等の一部を改正する省令の概要

令和4年12月

総務省

## 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の一部の施行に伴い、並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定めるもの。

## 2 主な改正の内容

- （1）令和4年度改正において住宅借入金等特別控除の適用期限が令和7年中入居分まで延長されたこと（現行：令和3年中入居分まで）等に伴う改正
- ・ 第3号様式別表（給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用））裏面
- （2）令和2年度改正において国外居住親族に係る扶養控除の見直しが行われたこと等に伴う改正
- ・ 第17号様式（給与支払報告書）記載要領
  - ・ 第17号の2様式（公的年金等支払報告書）記載要領

## 3 施行期日

令和5年1月1日（ただし2（2）の改正については公布日施行）